



桜淵公園再整備基本計画



平成27年3月

新 城 市

目 次

第1章 現状把握

1-1 計画の目的	1
1-2 これまでの経過	2
1-3 計画地の位置・規模	3
1-4 計画地の現状	4
1-5 関連計画等のまとめ	9

第2章 問題点の整理

2-1 敷地特性のまとめ	14
2-2 問題点の整理	15

第3章 計画内容の検討及び設定

3-1 基本方針の検討	17
3-2 ゾーニングの設定	18

第4章 基本計画

4-1 基本計画図の作成	19
4-2 基本計画の内容	20
4-3 鳥瞰図・スケッチ	29

第5章 今後の課題

5-1 今後の課題	31
-----------	----

第 1 章 現状把握



1-1 計画の目的

本計画地である桜淵公園は、愛知県新城市（以下「本市」という）にある桜淵県立自然公園の中で本市が管理している区域です。ここは新城城主菅沼定実が植樹したのが始まりと言われる由緒ある桜の名所であり、毎年3月下旬から4月中旬にかけて開催される恒例の「新城さくらまつり」では市民はもとより市外からも多くの観光客で賑わいます。また、広いグラウンドを利用できる本市の主要なスポーツ・イベント会場として年間 20 万人以上に利用されています。江戸時代から続く美しい桜とエメラルドグリーン豊かな豊川の水辺景観が生み出す自然豊かな環境に恵まれた、本市を代表する公園の一つです。

しかしながら本計画地には平成 19 年度の市民いこいのプール休止以降、プールの再開や跡地利用についての意見や要望が寄せられており、公園全体のビジョンの中でプール跡地の利活用を含め検討することが必要となりました。また、公園全体のバリアフリー化が遅れていることから、ベビーカーや車椅子利用への対応が急務となっております。

このため、今後、本計画地が本市市民の利用とともに、市外から訪れる観光客にも、これまで以上の利用を促し、「新城市の顔」としてふさわしい公園となるよう再整備に向けての検討を進めることとなりました。

以上のような現状を踏まえ、現在供用されている桜淵公園区域の一部について、住民ワークショップ、庁内検討会、再整備基本計画策定懇談会での意見を取り込みながら再整備計画を策定します。



1-2 これまでの経過

本計画に関わる策定までの経過を以下にまとめます。

本市では、平成 24 年度から桜淵公園施設等庁内検討会を開催し、公園内施設の現状と今後の方針の取りまとめを行ってきました。これをもとに、今後の桜淵公園の方向性について市政経営会議で検討を行い、本年度「桜淵公園再整備基本計画」を策定することとなりました。

また、平成 25 年度 3 月から桜淵公園に特に関わりの深い事業者等で「桜淵公園再整備基本計画懇談会」を開催し、再整備計画策定についての合意、それぞれの立場からの課題、意見を聴取しました。

平成 26 年度には「桜淵公園施設等庁内検討会」、「桜淵公園再整備基本計画懇談会」を引き続き開催するとともに、市民参加による桜淵公園再整備基本計画ワークショップを開催し、広く市民の意見を反映させた再整備計画を取りまとめました。



写真：桜淵公園再整備基本計画の策定までの経過の様子

左上：「桜淵公園再整備基本計画ワークショップ」の参加者

左下：桜淵公園再整備基本計画ワークショップの様子

右上：桜淵公園再整備基本計画懇談会の様子

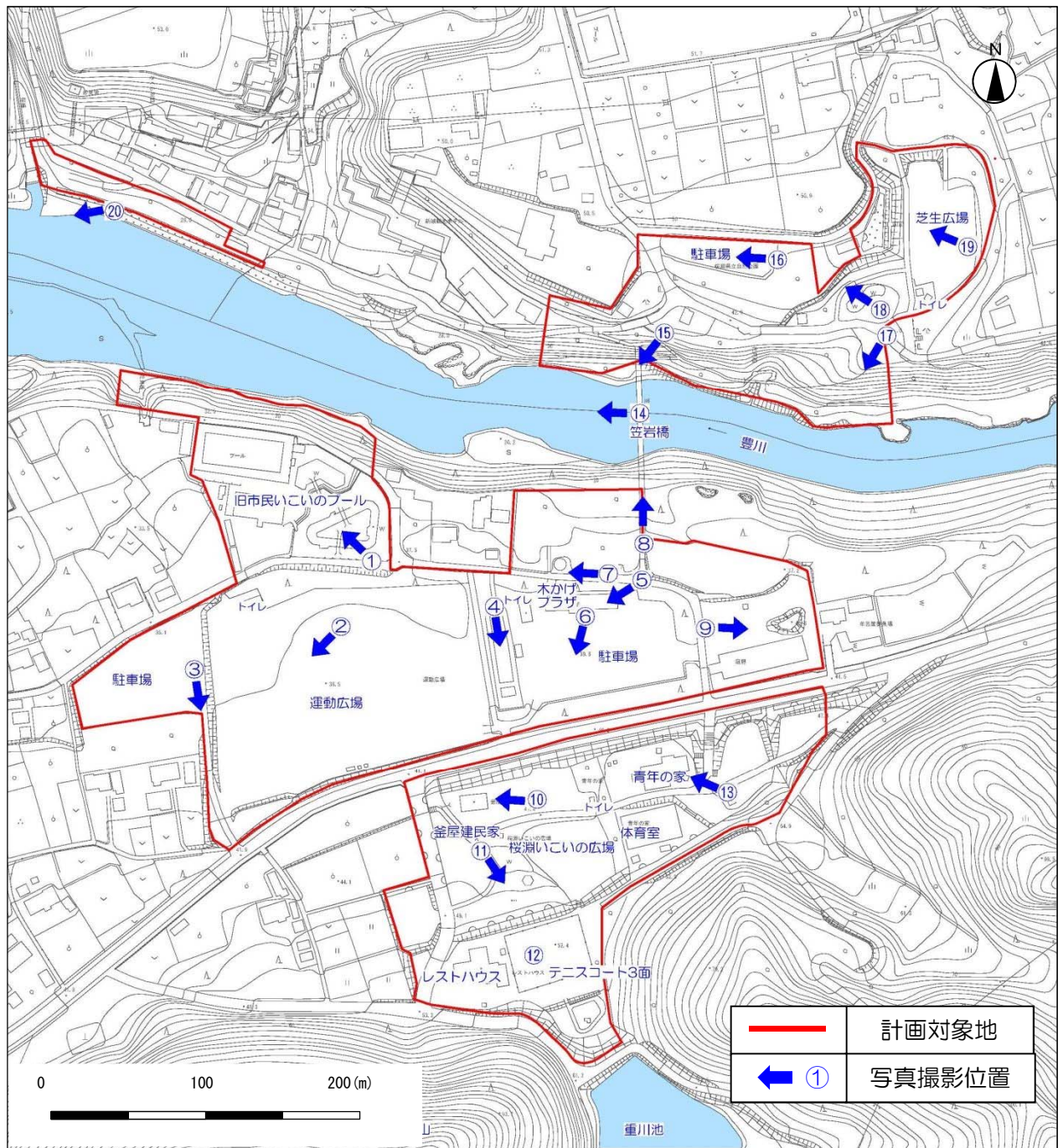
右下：桜淵公園施設等庁内検討会の様子

1-4 計画地の現状

(1) 現地の状況

計画地の現地状況をとります。

■写真撮影位置



■現況写真-1

①旧市民いこいのプール

平成19年から休止された屋外プール。



②運動広場

バックネットが設けられている土のグラウンド。



③公園西側の駐車場

グラウンドと2~3m程度の高低差がある。



④中央の植栽帯

樹木に囲まれた落ち着きのある空間。



⑤木かげプラザ

屋根のトラスが美しい印象的な施設。



⑥木かげプラザ前の駐車場

公園のメインとなる駐車場。



■現況写真-2

⑦木かげプラザ横の市道（園路）

園内散策路とともに住民の生活道路（市道）でもある。



⑧笠岩橋入口部園路（左岸）

橋の赤い柱がゲートのように見える。



⑨木かげプラザ横の遊具広場

舗装が劣化しており、古びた印象。



⑩釜屋建民家

茅葺き屋根が芝生広場に映える施設。



⑪桜淵いこいの広場修景池

うでこき山を背景とした広がりある景観。



⑫テニスコート

人気のある施設だが老朽化が進んでいる。



■現況写真-3

⑬青年の家

各種の研修や市民活動などが行われている施設。



⑭笠岩橋から下流の眺め

桜やモミジに囲まれた美しい河川景観。



⑮笠岩橋（右岸）

豊川にかかる美しい吊り橋。



⑯右岸側駐車場

木陰の多い土の駐車場。



⑰水神池前の広場

道路脇の広がりある空間。



⑱水神池周辺

落ち着いた和風庭園。現在は水が抜けている。



■現況写真-4

⑱右岸側芝生広場

きれいに手入れされた芝生の広場。



⑳桜橋手前の川沿い

緩やかな斜面で、安全に水辺に近づける空間。



■ワークショップ風景

平成26年9月24日に、第1回目のワークショップとして参加された市民メンバーと桜淵公園の現状を歩いて確認しました。



1-5 関連計画等のまとめ

(1) 関連計画

平成 17 年に旧新城市、旧鳳来町、旧作手村の 3 市町村の合併により誕生した本市のまちづくりの基本となる各種計画について、以下に概要をとりまとめます。

①第 1 次新城市総合計画 平成 21 年 3 月

■将来像

～自治のまち・自立のまち・未来に引き継ぐまち～

『^{ひと}市民がつなぐ ^{みなと}山の湊 創造都市』 をめざして

この計画は、本市のまちづくりの最上位計画として位置づけられるものであり、本計画に関わる事項としては、「基本構想」の中で以下のように示されています。

ア「自立創造プロジェクト」より抜粋

『豊かな自然や歴史文化を利用した観光レクリエーション産業の開発などに、より多くの市民が関わり地域力の向上が図られるよう配慮しながら進めます。』

ウ「労働・定住人口の確保」より抜粋

『子育て支援策の充実や医療、教育環境の充実、道路、公共交通、情報などのインフラ整備等による雇用環境の整備を進めます。』

また、「基本計画」の中では、基本戦略の 1 つとして、以下のように示されています。

2-1-1-2: 観光施設を有効に活用します

道の駅や温泉施設、歴史・文化を紹介するための資料館などを、集客交流の拠点施設として有効に活用するため、施設の充実と適正な維持管理に努めます。また、市内に点在する観光施設の案内看板や公衆トイレの整備など、来訪者の利便性の向上を進めます。



2-4-3-2: 市民スポーツ活動を応援します

マラソン大会など市民ニーズに基づくスポーツイベント・大会の開催や、体育協会及びスポーツ少年団加盟団体への支援、体育施設の整備を進め、市民の健康・体力向上と交流、青少年の健全育成を図ります。また、市内の自然を活かしたアウトドアスポーツのイベントを開催し、地域の活性化を進めます。



2-4-3-3: 生涯学習活動を応援します

市民の自己実現や自発的な学習・スポーツ活動を支援するため、活動の場の提供・整備や情報の収集・発信に努めるとともに、活動を支える指導者やリーダーの養成、人材登録を進めます。また、PTAや子ども会、公民館、コミュニティなどの社会教育団体が行う地域に根ざした生涯学習活動を支援するための活動醸成を進めます。



この計画は、新城市総合計画を環境面から後押しするものとして平成 20 年に策定されました。本計画に関わる事項としては、「わたしたちの環境ビジョン」の 1 つ「多様な生態系と共生するまち」の中で、以下のように示されています。

(3) 桜淵県立自然公園について

桜淵県立自然公園は、愛知県にある総面積 2,517ha の県立自然公園です。

桜の名所として古くから有名な豊川兩岸の桜淵を中核とした公園と、宇利峠や金山付近からの展望に恵まれた静岡県境の弓張山系を範囲としており、1969年3月14日 愛知県の県立自然公園として指定されました。

桜淵の桜は 1662(寛文2)年に新城城主菅沼定実が遊歩の地にしようと桜を植えたことから始まっています。以後、「三河の嵐山」と称されるほど見事な 1000 本以上の桜が豊川兩岸一帯に咲く名所となりました。桜だけでなくツツジやアジサイなども美しく、夏は清流を楽しみ、秋は紅葉が色づく豊かな自然に恵まれています。また、豊川左岸には「蜂の巣岩」と呼ばれる独特な蝕痕を残す巨石や、鍾乳洞などが桜淵県立自然公園の見所であり、弓張山系は手つかずの自然とあわせて市内外の人々に長く親しまれてきた公園で、現在は名勝地として本市の文化財に指定されています。

本計画地である桜淵公園は、桜淵県立自然公園（全体面積 2,517ha 内、特別地域：1,806ha、普通地域：711ha）の中にあり、今回計画策定を行うエリアは本市が管理している区域です。

このエリアは桜淵県立自然公園の第2種特別地域、集団施設地区に指定されています。

①自然公園法とは（自然公園の目的）

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。

■自然公園の種類等

公園種類	国立公園	国定公園	都道府県立自然公園
定義	我が国を代表するに足る傑出した自然の風景地	国立公園に準じる優れた自然の風景地	県内にある優れた自然の風景地
根拠法令	自然公園法	自然公園法	県立自然公園条例
指定手続	環境大臣が中央環境審議会の意見を聴き指定	環境大臣が関係都道府県の申出により、中央環境審議会の意見を聴き指定	知事が関係市町村の申出により、愛知県環境審議会の意見を聴き指定
規模要件	原則として 30000ha以上	原則として 10000ha以上	定めはない
指定数(全国)	30	56	315
指定数(県内)	0	4	7

自然公園内には、風致景観保護のための「規制計画」と、自然休養・野外レクリエーションなどの利用増進等のための「施設計画」が定められています。

- 「規制計画」・・・特別保護地区、第1～3種の特別地域、普通地域に区分する計画
- 「施設計画」・・・集団施設地区、単独施設等の施設整備区域を定める計画

■愛知県内の自然公園



②自然公園特別地域の行為規制

特別地域（特別保護地区を除く）では、次の17の行為について愛知県知事の許可が必要となります。

- ①工作物（建築物、車道等）の新築、改築、増築、②木竹の伐採、③指定区域内における木竹の損傷④鉱物の採掘・土石の採取、⑤河川・湖沼等の水位・水量の増減、⑥指定湖沼・湿原等への汚水・廃水の排水、⑦広告物等の設置・掲載・表示、⑧屋外での土石その他の指定物の集積・貯蔵、⑨水面の埋立・干拓、⑩土地の開墾・形状変更、⑪指定高山植物等の採取・損傷、⑫指定した植物の損傷等、⑬指定動物の捕獲・殺傷、卵の採取、損傷、⑭指定区域内における指定動物の放出（家畜の放牧を含む）、⑮屋根・壁面・鉄塔等の色彩の変更、⑯指定湿原等への立入り、⑰指定区域内における車馬、動力船の使用、航空機の着陸

③集団施設地区について

「集団施設地区」とは、自然公園内の利用拠点に宿舍、野営場、園地などを整備する地区として指定する地区のことです。国立・国定公園の場合は公園計画に基づき環境大臣が指定しますが、県立公園の場合は条例に基づき知事が指定できます。

【桜淵公園再整備の計画対象地内の集団施設地区】

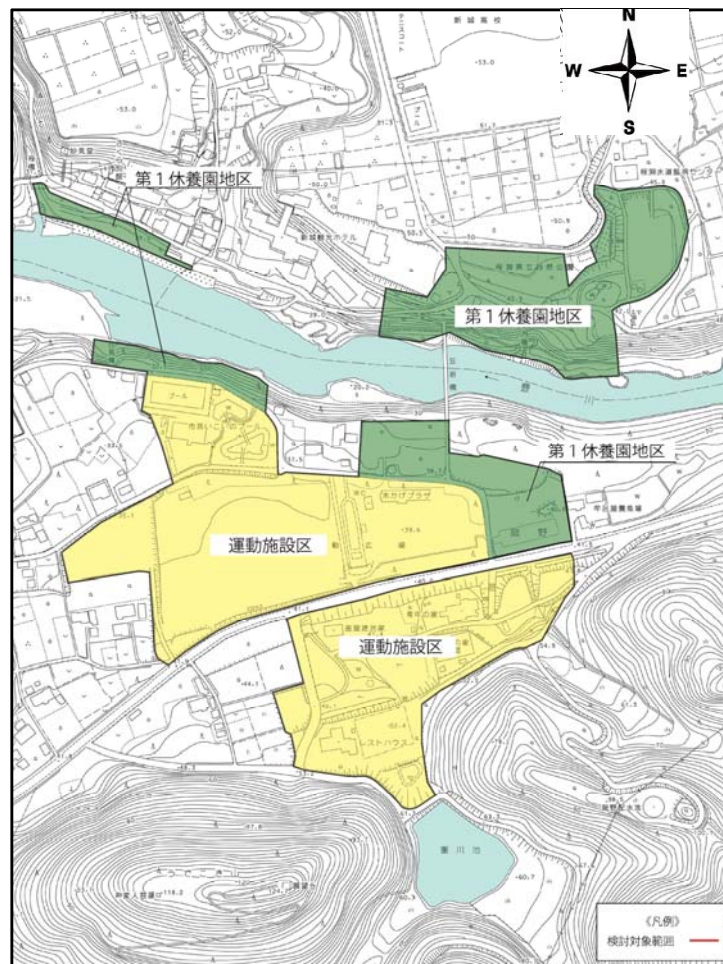
「第1 休養園地区」・・・遊具・公園づくり等

両岸の利用者の交流をはかるため、吊橋を計画する。川は水遊び場、ボート遊び場、魚釣場として利用し、右岸に休憩所を計画する。水神池周辺に駐車場、園地、休憩所、便所等を整備する。（主要施設：園地、広場、休憩所、公衆便所、駐車場、橋、歩道、舟遊場、案内所等）

「運動施設区」・・・青年の家、釜屋建民家、プール、レストハウス、テニスコート等

日帰り及び宿泊利用者の野外レクリエーション及び各種の運動ほか多目的のはかれる運動施設区として計画し、老若男女の余暇活動の場として整備する。（主要施設：運動場、園地、休憩所、案内所、公衆便所、駐車場等）

■ 計画対象地内の集団施設地区



<参考>

◇公園事業の手続について◇

以下の場合には「公園事業執行同意事項変更協議書」の届出が必要です。

- ・公園事業の計画として整備する場合
- ・すでに公園事業として整備されているものを取り壊す場合

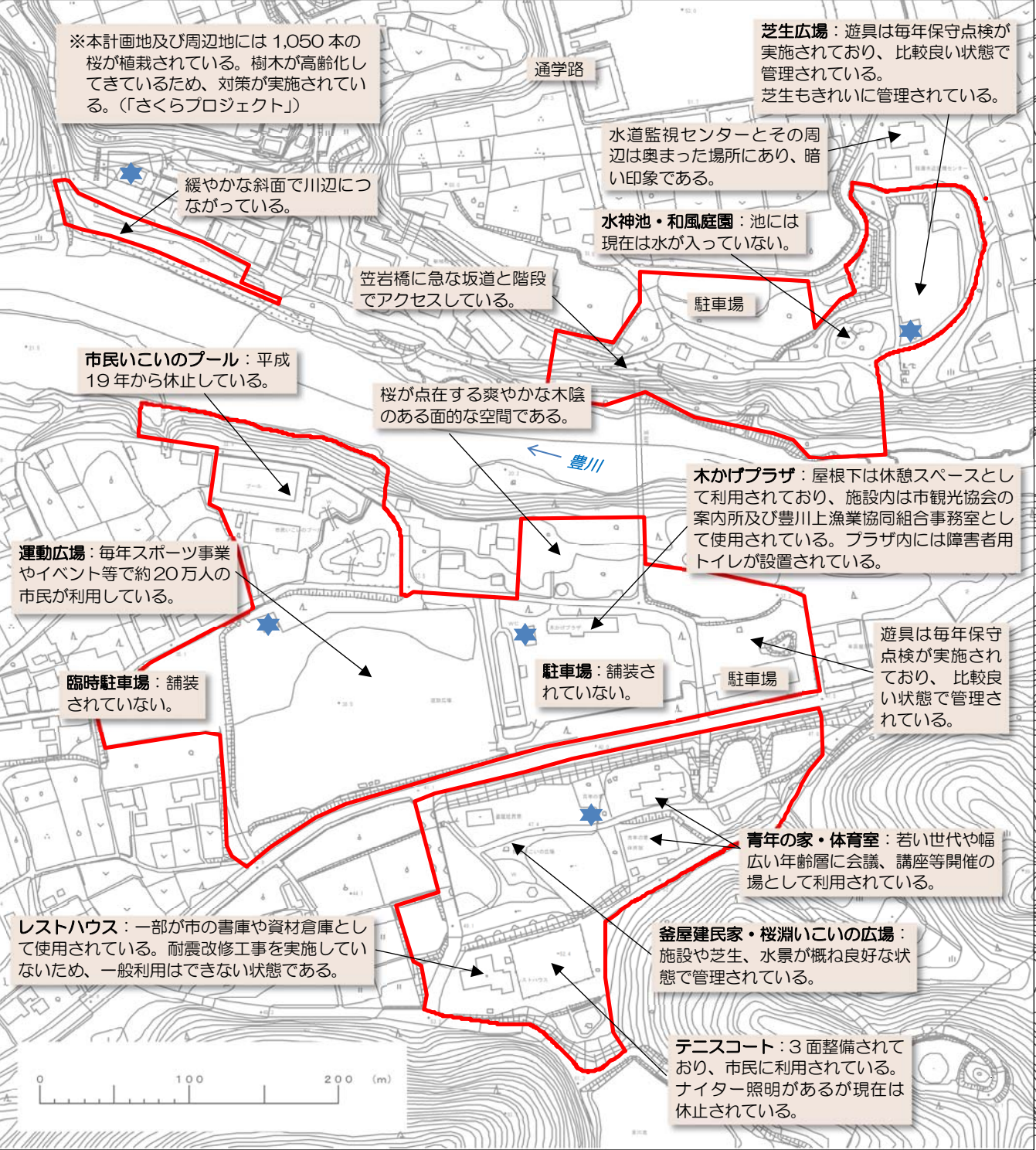
※規模や色彩についての指定はないが、県事務所と相談すること。

第2章 問題点の整理

2-1 敷地特性のまとめ

本計画地の敷地特性を下図にとりまとめます。

■地域特性図



2-2 問題点の整理

計画地の現状や敷地特性を踏まえた課題は以下の通りです。

<全 体>

- 桜淵県立自然公園の一部であるという本計画地の位置づけに配慮しながら、歴史ある桜と豊かな自然景観を生かした再整備計画を行う必要がある。
- ワークショップや庁内検討会、再整備基本計画策定懇談会などから挙げられた再整備計画への要望に十分配慮し、市民の意見を反映した計画を検討する必要がある。
- 本計画地だけでなく、周辺施設や広域的なネットワークに配慮し、魅力ある公園づくりを行う必要がある。

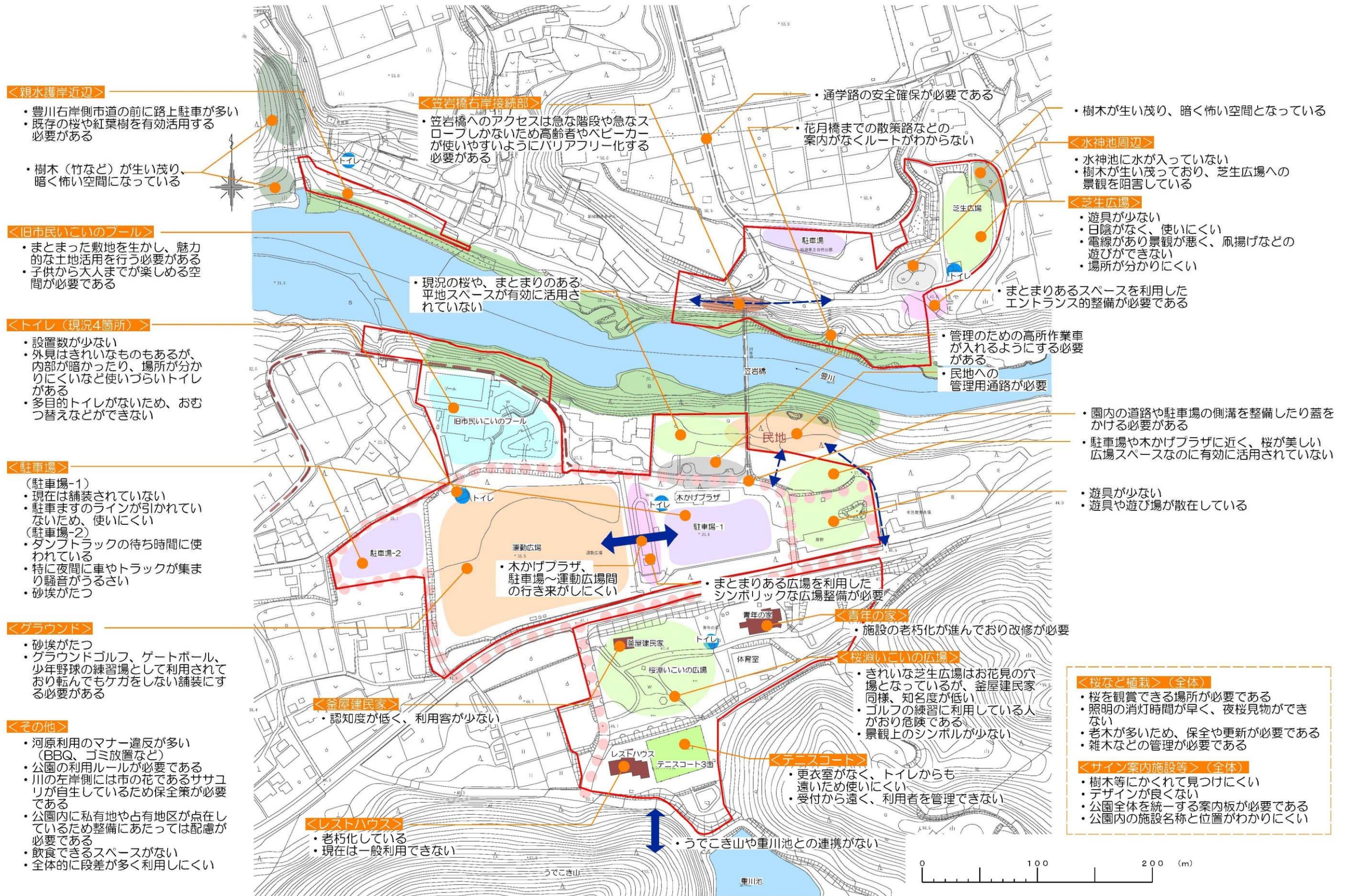
<施 設>

- 平成 19 年度より休止してる市民いこいのプールの跡地を有効活用する必要がある。
- 計画地内全体のバリアフリーに配慮し、高低差の大きい箇所には可能な限りスロープの設置を検討することで、ベビーカーや車椅子等の利用にも対応できる動線づくりを行う必要がある。
- 各種スポーツ大会をはじめ、新城さくらまつりや新城納涼花火大会など年間約 20 万人が訪れる本市の主要な屋外イベント開催地としてふさわしい、機能的な広場や駐車場整備を行う必要がある。
- 新規整備施設だけでなく、木かげプラザや青年の家、体育室、釜屋建民家、水神池等の既存施設についても効果的に補修や修景を行い、本計画地の主要施設としてさらに多くの人に活用してもらえるような魅力付けを行うことが大切である。
- 地元要望や近年の利用者ニーズにも配慮し、配置施設を検討する必要がある。
- 利用者の利便性に配慮し、分かりやすい施設配置、看板等による誘導を行う必要がある。

<植 栽>

- 桜淵公園の一番の魅力である 1,000 本以上の桜の多くが高齢化しており、適切な保全対策及び更新を行う必要がある。
- 桜の咲く春だけでなく、四季を通じて景観を楽しむことができるように、新緑や花、紅葉などが美しい植栽を充実させる必要がある。
- 本計画地周辺にはササユリなどの希少種の生息が確認されているため、十分に配慮する必要がある。

■ 整備課題図



第3章 計画内容検討及び設定




3-1 基本方針の検討

本計画地の状況や課題をワークショップで検討し、再整備計画のテーマと基本方針を以下のように設定しました。

【桜淵公園の再整備テーマ】

 四季の魅力モリモリ 桜と水と人の王国 

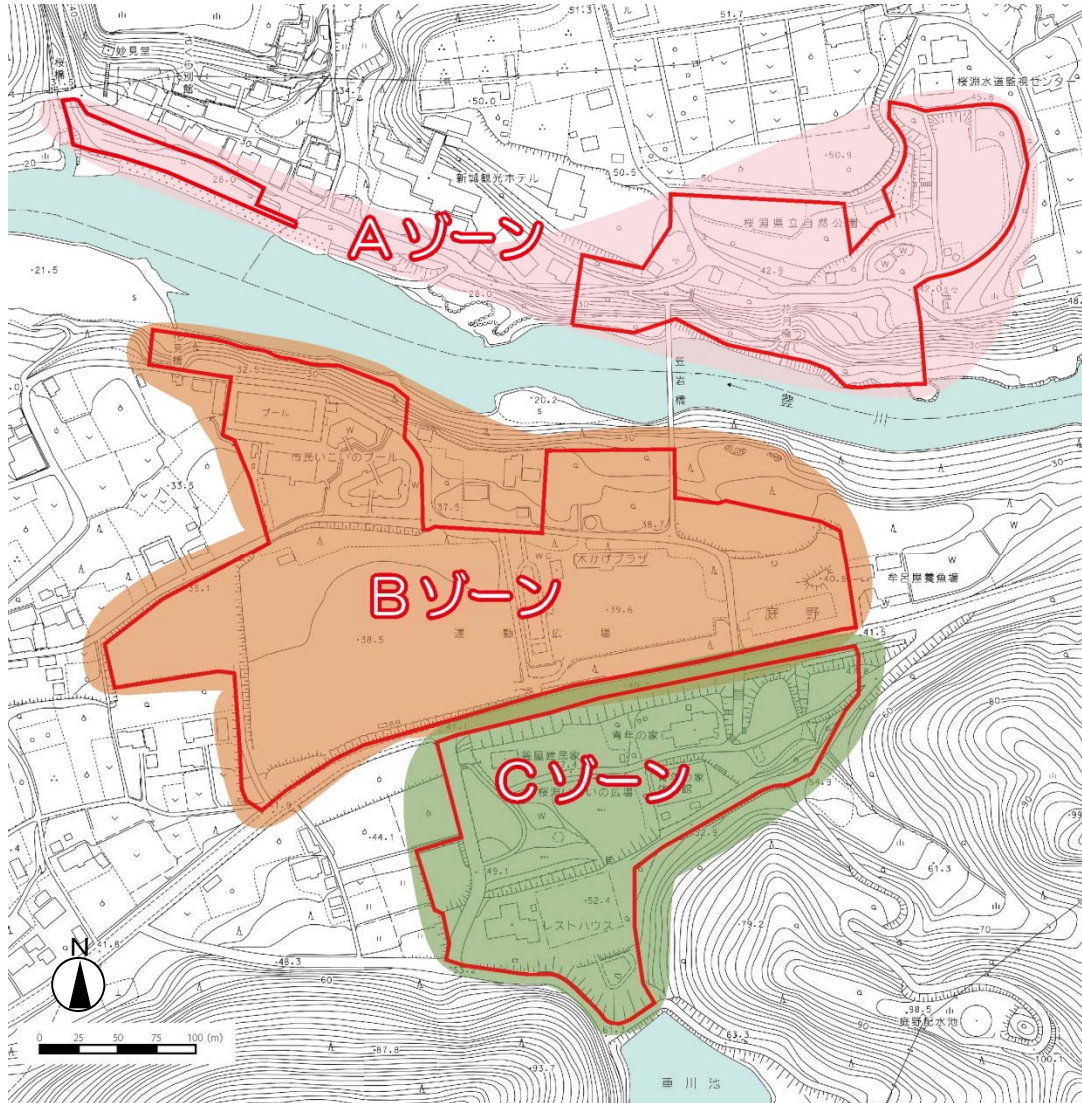
【3つの基本方針】

- 
- 1.花・緑・川の景観をゆったり楽しむことのできる、
くつろぎの公園づくり
 - 2.にぎやかで活動的なスポーツと交流を
楽しむことのできる公園づくり 
 - 3.主要施設と連携した、
地域の自然・文化を体験できる公園づくり 

3-2 ゾーニングの設定

本計画地をその特長から以下に示す3つのゾーンに区分し、「3つの基本方針」を位置づけます。

■ ゾーニング図



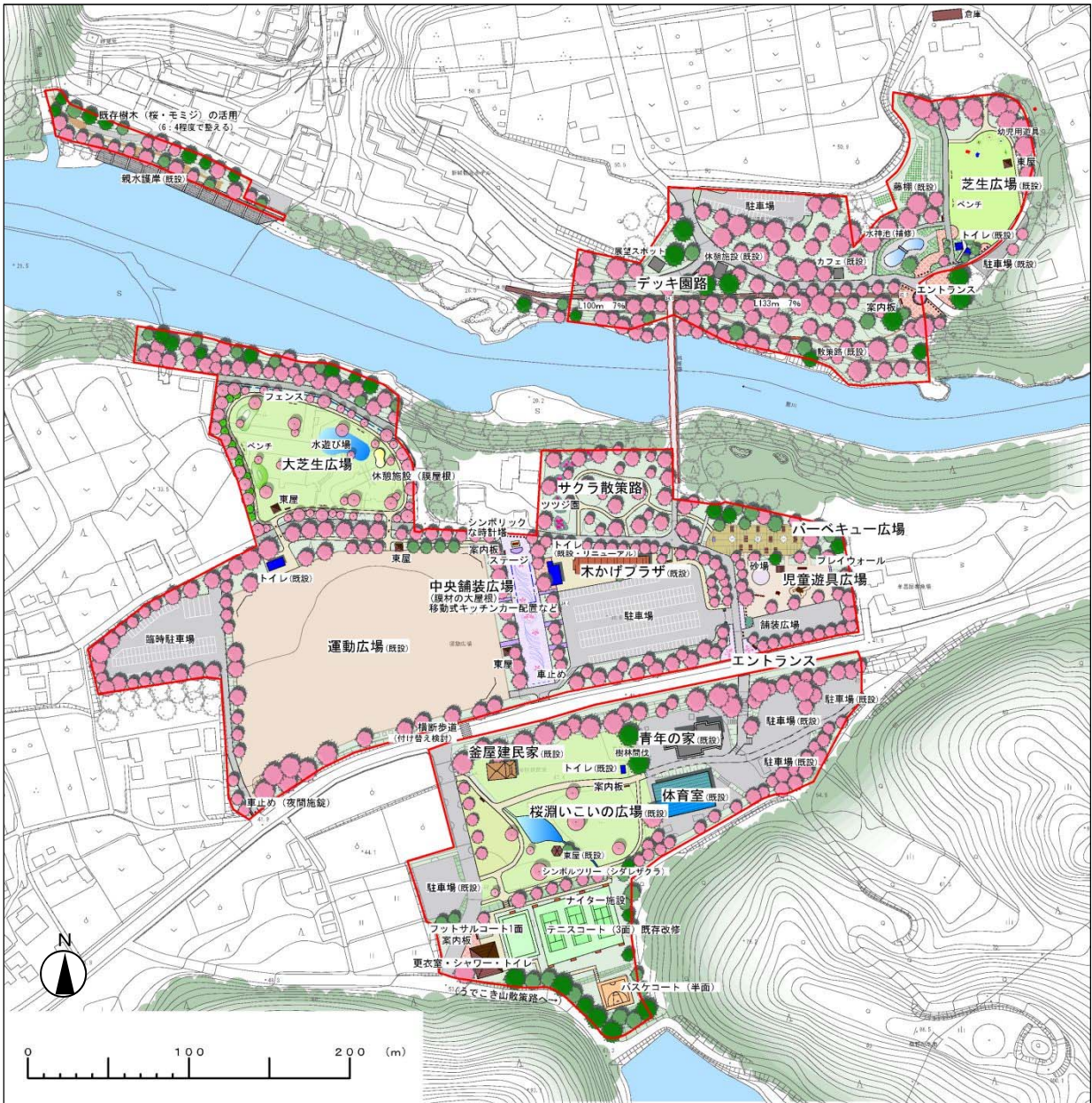
Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン
<p>花・緑・川の景観を ゆったり楽しむつろぎ ゾーン</p>	<p>にぎやかで活動的な スポーツ・交流 ゾーン</p>	<p>主要施設と連携した 地域の自然・文化体験 ゾーン</p>
<p>＜求められる機能＞ →花・紅葉・川面を楽しむバ リアフリーの快適な散策路 →子どもが安心して遊べる明 るい芝生広場</p>	<p>＜求められる機能＞ →スポーツ・交流の場となる グラウンド及び駐車場の機 能維持 →アスレチックなどの遊びが できる遊具広場 →バーベキュー広場・飲食機 能</p>	<p>＜求められる機能＞ →釜屋建設とその周辺の 憩いの広場 →青年の家やテニスコート など既存施設の活用・改修 →うでこき山・重川池への散 策路のエントランス</p>

第4章 基本計画

4-1 基本計画図の作成

前項までの内容を踏まえ、基本計画図を作成します。

■基本計画図



4-2 基本計画の内容

桜淵公園再整備計画の内容を以下にまとめます。

※各項目の中で示す写真は、施設のイメージです。

(1) 造成・雨水排水計画

【方針】

- 本計画地の造成は、極力現況の地形や樹林を生かし、地形の改変を最小限にとどめることを基本とします。
- 現状で、急勾配の坂道や階段のある場所については、可能な限りスロープを設けバリアフリーに対応したルート確保のための部分的な造成や施設整備を行います。(バリアフリーに対する考え方は次ページの園路広場計画に示します。)
- 本計画地内への雨水排水については基本的に現状のまま活用しますが、現状では一部に排水不良箇所が見られ、降水時に水がたまる場所があるため、部分的な補修・再整備を行います。

■航空写真



平成16年 測量 1.平成15年12月 撮影空中写真
2.平成16年 8月 現地調査

1:4,000 0 50 100 150 200 250 m

(2) 園路広場計画

【方針】

- 本計画地内の園路は、既存の園路を含め、「ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり」（社団法人日本公園緑地協会）の内容に基づき、1.8m以上確保する。やむを得ない場合でも1.2mを確保し、50m以内ごとに車椅子が回転できるスペース（1.8m×1.8m）を確保します。
- 縦断勾配は、基本的に5%以下とし、敷地条件的に厳しい場合でも8%以下におさえます。
- 本計画地内の園路形状及び舗装材は、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立ち、急勾配や不必要な段差をなくし、目地による凹凸が少なく、表面が滑りにくい舗装材を選定し、あらゆる利用者に対する安全性と快適性を確保します。

■誰もが歩きやすい川沿いデッキ園路

- ベビーカーや車イスでも安全に利用できるバリアフリー園路を、川沿い散策路として笠岩橋から東西方向に設置します。
- 既存の高木を残し地形を大きく変えないよう、木々の間を通り抜けるデッキタイプとし、景観に配慮した素材やカラーを検討します。



<バリアフリーの川沿いデッキ園路>

■大芝生広場

- プール跡地を大人から子どもまで利用できる大きく開放的な芝生広場にリニューアルします。
- ゆったりとくつろぐ憩いの空間の他、広場外周部の散策路はジョギングや散歩に利用できます。
- 時間帯や利用範囲の調整により、グラウンドゴルフ等のスポーツやイベントなど多目的に利用できます。
- 地形の緩やかな起伏により景観に変化をつけます。



<開放的な芝生広場>



<グラウンドゴルフ>

■ エントランス広場

- ・桜淵公園右岸側の顔となる明るく魅力的なエントランスを設けます。
- ・舗装材は、多様なカラーと形状があり、印象的な入口空間を演出することができるブロック舗装とします。
- ・利用者が交流や休憩など滞留できる空間を設けるとともに、各施設へ誘導する案内施設も設けます。



<エントランス広場>

■ 駐車場

- ・木かげプラザ前メイン駐車場及び臨時駐車場、右岸側駐車場をアスファルト舗装し、区画ラインを入れます。
- ・木かげプラザ前駐車場は既存施設との段差をなくすことで、ベビーカーや車イスなどでも快適に移動できます。



<駐車場の舗装とライン>

■ 中央舗装広場

- ・公園の中央部に大きな膜屋根で覆われた広い舗装広場を設けます。
- ・舗装材はエントランス広場と同様のブロック舗装とします。
- ・週末やイベント時などには移動式キッチンカーの乗り入れを可能にして飲食機能を持たせます。
- ・膜屋根の大型休憩施設を設置して、雨天時でもイベントを開催できます。
- ・桜、川の流れ、歴史などをイメージさせるデザインを舗装に用い、桜淵公園らしさを演出します。



<キッチンカーでの飲食販売>



<舗装広場>



<舗装デザイン>

■ サクラの散策路

- ・花を見ながらのんびりと散策を楽しむことのできる散策路を新規整備します。
- ・舗装材は自然景観に調和し、施工やメンテナンスも容易で比較的安価な脱色アスファルト舗装とします。
- ・宅地との間に低木植込みを設置し、近隣住民の生活に配慮します。

(5) 施設計画

【方針】

- 本計画地に整備する各種施設は、安全性を重視し、ユニバーサルデザインのものを選出します。
- 維持管理面にも配慮し耐久性の高い素材を採用します。
- また、外観デザインやカラーに統一性を持たせ、公園全体に一体感のある空間作りを行います。

■遊具

- 豊川左岸部の遊具広場を改修し、子どもたちが思い切り遊べる各種遊具を設置します。
- バーベキュー広場に隣接しているため、家族でバーベキューを楽しみながら保護者の目の届く場所で安心して子どもを遊ばせることができます。



〈各種遊具〉

■水遊び施設

- 芝生広場内に子どもの水遊び場を設めます。安全面や維持管理面を考慮して、水が楽しくポップアップするタイプとします。(※夏季以外は舗装広場としてイベント等に利用できます。)



〈ポップアップ噴水〉

■休憩施設

- 中央舗装広場や芝生広場に、利用者の日よけ及び雨よけのための大型休憩所を設けます。素材は美しいデザイン加工が容易で、透光性があるため快適な自然の光を取り込むとともに紫外線は遮断し、防汚性にも優れた膜素材のものとしします。
- また、上記の2箇所以外にも適宜、東屋を配置します。



〈大面積の膜素材休憩所〉



〈屋根付のベンチ〉

■ 便益施設

- 木かげプラザ東側にバーベキュー広場を設け、バーベキュー炉及び炊事場を設けます。
- 利用ルールを設定し、快適にバーベキューを楽しめる場とします。



<バーベキュー施設>

- 中央舗装広場に、利用者のための時計塔を整備します。
- 舗装材と同様に、桜、川の流れ、歴史などをイメージさせるデザインを取り入れ、シンボリックな外観のものとしてします。



<シンボリックな時計塔>

- 駐車場は入口ゲートの設置等により、効率的に駐車場利用を管理します。また、駐車場の有料化についても検討します。



<駐車場を管理するゲート>

■スポーツ施設

- スポーツやうでこき山への散策等、特定の来園目的を持った人が集まる場とします。
- テニスコートを改修するほか、新城市内で唯一のフットサルコート、若者に人気のあるバスケットコート(半面)を新たに設けます。

※スポーツ施設の受付機能、更衣室やシャワー室の機能、うでこき山や重川池への案内機能などは、レストハウスや青年の家との機能分担を検討していきます。



<テニスコート>



<フットサルコート>



<バスケットコート(半面)>

(6) 植栽計画

【方針】

- 本公園の最大の見所である桜の中には、高齢化により樹勢が弱まっているものも多く見られるため、これらの桜の保全と適切な管理を行うとともに、今後、スムーズな更新が行われるように新たな桜を追加植栽します。
- 本計画地が、四季を通じて魅力的な景観を提供できるように、春の桜以外にも季節感のある花木、新緑や紅葉の美しい樹木を植栽します。
- 防犯面に配慮し、見通しの良い植栽配置計画を行います。また、樹木や低木植栽が鬱蒼として怖い印象のある部分は、適宜間伐を行い、見通しを確保します。
- サクラ散策路には、春以外の季節にも花が楽しめるようにサツキ園等の低木の植栽を整備します。
- いこいの広場にはシダレザクラのシンボルツリーを植栽します。

■植栽イメージ

<桜の保全・有効活用>



※新城市観光協会HPより

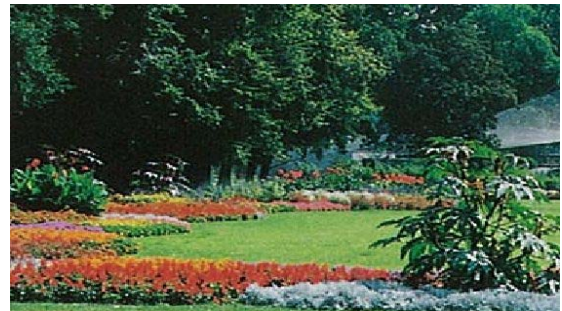
<死角のない広場の植栽>



<サツキ園>



<芝生広場を縁取る華やかな花畑>



<紅葉の映える水辺>



<いこいの広場シンボルツリーのシダレザクラ>



(5) 建築施設計画

【方針】

- 本計画の中で新設設置を検討する建築施設は、テニスコートに付属する更衣室・シャワー・トイレ、イベント用備品等の倉庫です。これらの施設の外観デザインは本計画地の景観イメージに大きく関わるものです。施設検討にあたっては、既存施設の外観デザインや周辺景観との調和に配慮し、デザインを決定します。
- また、木かげプラザ西側の屋外トイレの改修及び多目的トイレを追加設置します。

■ 既存施設

<木かげプラザ>



<木かげプラザ横既存トイレ>



<右岸側芝生広場横既存トイレ>



<レストハウス>



<青年の家>



<体育室>



(6) その他の施設計画

【方針】

- 給水・汚水排水、電気設備は基本的に現状のまま活用します。
- 本計画の中で、給水・汚水排水計画が必要となる新規施設は、大芝生広場の水遊び場とテニスコートに付属して整備予定のシャワー・トイレ、バーベキュー広場の炊事場があります。また木かげプラザ西側の屋外トイレには多目的トイレを追加設置します。
- それぞれ、既存のものから分岐して給水、排水を検討します。
- 電気設備は現状のまま活用します。テニスコート照明については、灯具交換したのち継続して使用します。

(7) ソフト面の計画

【案内・運用】

- 公園の案内や窓口を統一します。
- 公園利用についてのルールづくりを行います。

【地域を知る・伝えるプログラム】

- 地域や桜淵公園の歴史、地形の伝承プログラムを開催します。
※新城今昔マップ、新城魅力発見ツアー、桜淵公園遊び方体験

【駐車場料金の設定】

- 駐車場の有料化を検討し、維持管理費に活用

【桜淵公園の情報発信】

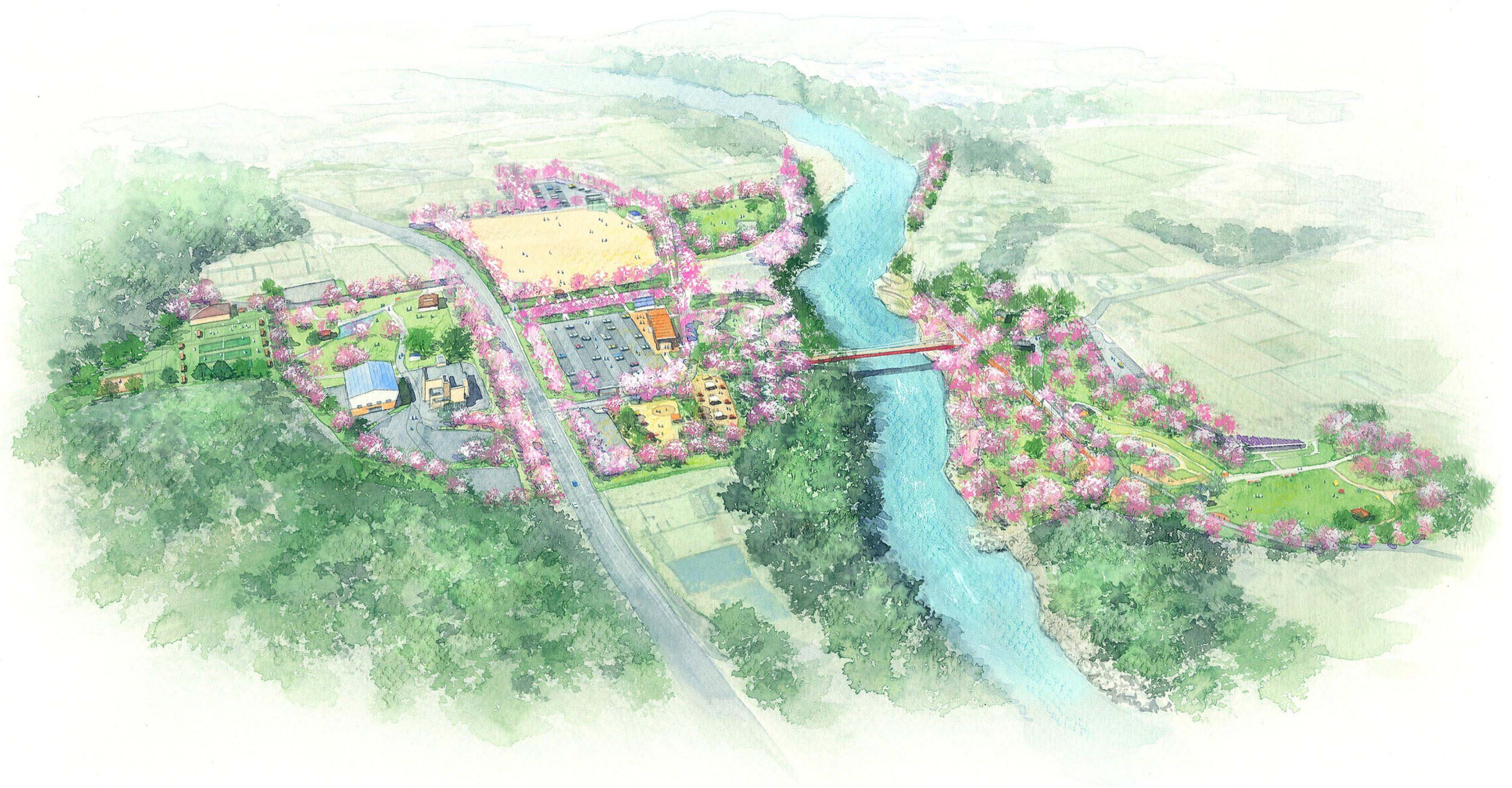
- 四季を通じた魅力をホームページなどでPRします。
※春：桜、夏：花火、水遊び、秋：紅葉、通年：BBQ など
※冬の魅力づくり
- 豊富にある新城の観光スポットと連携します。

【適正な植栽管理】

- 定期的に除草や樹木の手入れなどを行い、快適な植栽環境を維持します。

4-3 鳥瞰図・スケッチ

■全体鳥瞰図



■部分スケッチ



大芝生広場



バーベキュー広場

第5章 今後の課題



5-1 今後の課題

今後、計画の実現に向け事業を進めるに当たり、留意または取り組むべき事項を今後の課題として以下にとりまとめます。

①公園全体区域との整合

- 今後の具体的な設計において、桜淵県立自然公園全体の各種施設や植栽との整合や景観調和に配慮することが大切です。
- 本計画地の中でも、新たに設置する施設、現状を生かした改修施設、既存のまま継続利用する施設がそれぞれ調和し、統一感のある空間として生まれ変わるために十分な配慮を行うことが重要です。

②具体的な設計に向けての調査・検討

- 具体的な設計の検討にあたっては、子どもから高齢者まで、誰もが安心・安全に公園を利用できるような快適性、安全性への配慮が必要です。
- 本計画で導入を検討している施設整備の実現にあたっては、今後基本設計、実施設計を通して詳細な検討を行う必要があり、その際、計画地の現況測量や地質調査等を実施する必要があります。
- 特に、連絡デッキや大型休憩施設等の具体的な設計にあたっては、ボーリング調査など詳細設計に必要な各種調査を実施し、現状データの把握と構造物の基礎検討など、構造上の安全性確保の検討を行う必要があります。
- 電気や水道、汚水排水などの供給処理施設の整備については、現況を正確に把握し、関係機関との十分な調整・確認の上で配置を検証し、適切な接続と工事スケジュールを検討する必要があります。
- 再整備により影響を及ぼす本計画地周辺の私有地に十分配慮し、整備内容の確認やアクセス路の確保など、所有者との協議と理解を得る必要があります。
- アクセス道路である県道や市道への出入り口整備にあたっては、県及び警察との協議が必要となります。また、適切な横断歩道の位置を設定し、付け替え等の調整を行う必要があります。
- 自然公園区域内であることを留意し、基本設計、実施設計及び施工の際は関係機関との調整を図る必要があります。

③個別施設の詳細検討

<園内動線>

- 計画地内は高低差が大きいため、バリアフリー対応したアクセスルート確保を検討する必要があります。特に県道をはさみ南側に位置する青年の家や体育館方面へ、高齢者や車椅子、ベビーカーなどがスムーズに移動できるよう、横断歩道の位置の付け替え検討や横断歩道までの園路の確保、新たな坂路の設置等の検討が必要です。
- 県道や市道の横断箇所については、歩行者の安全性の確保に配慮する必要があります。
- 右岸側の道路幅員が狭いため、道路の拡張又は歩行者道の確保等の検討が必要です。

<個別施設>

- 駐車場やトイレの整備にあたっては、想定利用者数の算定を行い、適切な規模設定を行う必要があります。
- スポーツ施設利用者のための更衣室・シャワー・トイレ等の整備にあたっては、青年の家等との機能分担を含め、各施設の役割分担と合わせて具体的な機能配置を検討する必要があります。
- 旧市民いこいのプールの跡地に整備する水遊び施設については、現況の給水排水機能の活用などを検討するとともに、長年市民に親しまれてきたプールに変わるシンボリックな演出手法を検討することが望まれます。
- 豊川と笠岩橋を一望できる展望スポットの設置など、桜淵公園の魅力を最大限に活かせるような施設配置や、整備対象範囲の見直しなどの検討を行うことが必要です。
- 新設遊具の選定にあたって、子ども達の好奇心や冒険心を高めるような魅力的な施設を選定することが必要です。

<駐車場>

- 駐車場は、公園利用者以外の駐車や民家への騒音等の問題点が出ているため、管理手法について詳細に検討する必要があります。(例：夜間の施錠、照明等)
- 敷地内の各所に点在している駐車場の位置や規模についても、今後の再整備に合わせて適切な配置や園内アクセスを再度検討する必要があります。
- 有料化については、周辺の路上駐車が増加する可能性もあるため、十分に検討を重ねる必要があります。

<植栽>

- 現況の桜の保全活用に配慮しつつ、雑木の間伐など適切な維持管理と更新を行うことが必要です。
- 桜以外にも、新緑や花・紅葉などが美しい樹種をバランス良く配置し、季節毎の魅力的な景観創出に配慮することが大切です。
- ササユリや希少動植物に関する具体策を検討することが大切です。

<その他>

- エントランスや駐車場、主要な広場等を中心に防犯カメラを設置するなど、公園全体の防犯面に十分配慮する必要があります。
- AEDを木かげプラザや青年の家に置くなど、緊急時対応への備えが必要です。
- 本計画地の特徴的な施設の一つである釜屋建民家の利用促進についての検討が必要です。

④市民参加と広報

- これまでと同様にワークショップなどで市民の意見や要望を把握し、再整備事業への反映を積極的に検討することが必要です。また、再整備エリアの名称募集など、市民が桜淵公園に関わるきっかけづくりに取り組むことが望まれます。
- ワークショップで醸成された桜淵公園再整備への市民の興味や関心を持続させ、今後も桜淵公園の再整備・運営管理への参画へと結びつけていく取り組みや仕組みづくりが必要です。
- 再整備後も市民の自主的な参加・参画や行動により、これまで以上に多彩なイベントや年間行事を開催することで、地域とのつながり強化と公園の活性化を目指していくことが重要です。
- 再整備の意義や必要性について広く市民にアピールし、事業への理解を求める広報活動が大切です。また公園の四季の魅力、地域の自然や歴史、公園に関わる人々の活動、イベントなどの情報を、市民や桜淵公園を訪れる人々に広く継続的に発信していく方法を検討する必要があります。
- 桜淵公園に関する窓口を一本化させるなど、庁内体制を含め、スムーズに対応できる公園運営の方法を検討する必要があります。

⑤その他

- これまでに開催された再整備計画に関わるワークショップ、庁内検討会、懇談会での意見、また各関係課や若者政策ワーキングから出された意見・要望等について、今後、整備を進めていく中でも引き続き配慮や検討を行うことが必要です。
- 事業予算に合った整備施設の選定と優先順位設定の判断により、実現性の高い事業内容、事業スケジュールの検討が必要です。
- 青年の家等の老朽施設については、公共施設等総合管理計画等の中で引き続き検討する必要があります。
- 誰もが利用しやすい公園とするために、公園までのアクセスの充実、安全対策、暗さの解消など、桜淵公園の再整備と合わせて、周辺地域の課題解決、環境改善等にも取り組んでいく必要があります。